令和５年(2023年)５月12日改定

新型コロナウイルス感染症に伴う放課後かまくらっ子の対応

新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行に伴う放課後かまくらっ子の対応は、**文部科学省及び市教育委員会の方針等を踏まえ、次のとおりとしますのでお知らせします。**

**１　各施設での感染防止対策について**

(1) 各ご家庭で児童の健康状態の把握をし、体調不良（発熱や喉の痛み、倦怠感等の様々な風邪症状）

がある場合は、放課後かまくらっ子のご利用を控えるようお願いします。

(2) 各施設において、手洗い、咳エチケットを行います。手洗いの回数が多くなりますのでハンカチやタオルを必ず持たせてください。

（３）これまでと同様、マスクの着用は求めません。

**２　児童・支援員が感染した場合の対応**

利用停止期間を「発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで」とします。

※利用停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用にご協力ください。

**３　学校等の対応に準じた放課後かまくらっ子の対応**

(1) 公立小学校が学校・学年・学級閉鎖となった場合

ア　子どもの家

　　　　 公立小学校が学校・学年・学級閉鎖となった場合も、原則開所します。

　　　　イ　放課後子どもひろば

　　　　　　学校閉鎖の場合、放課後子どもひろばは閉所します。学年・学級閉鎖の場合、対象学年・学級の児

　　　　童の利用はご遠慮いただきます。なお、対象学年・学級であっても、子どもの家臨時利用の登録を行

っている児童は、陽性判定を受けていない健康な児童に限り子どもの家で受け入れを行います。

(2)　公立小学校が学校閉鎖・学級閉鎖に伴い一斉下校を行った場合

ア　子どもの家

公立小学校が学校・学年・学級閉鎖となった場合も、原則開所します。

　　　　イ　放課後子どもひろば

　　　　　　学校閉鎖の場合、放課後子どもひろばは閉所します。学年・学級閉鎖の場合、対象学年・学級の児

　　　　童の利用はご遠慮いただきます。なお、対象学年・学級であっても、子どもの家臨時利用の登録を行

っている児童は、陽性判定を受けていない健康な児童に限り子どもの家で受け入れを行います。

（３） 国私立小学校が学校閉鎖・学級閉鎖・一斉下校を行う場合

　　　　各施設へご連絡ください。原則として、子どもの家・子どもの家臨時利用の登録児童で、健康な児童

のみ受入れを行います。